長共募第 459 号
令和３年(2021 年) 10 月 11 日

市町村共同募金委員会(支会)事務局長 様

社会福祉法人長野県共同募金会事務局長［公印略］

公益財団法人車両競技公益資金記念財団が実施する「令和３年度第２回高齢者、障害者等の支援を目的とするボランティア活動」に対する助成事業について

今般、標記助成事業について、中央共同募金会から推薦依頼がありました。
つきましては、ご多用中恐縮ですが、下記によりボランティア活動団体に周知いただきますようよう格別のご協力をお願い申し上げます。
助成事業の申請については、別添「助成要項」、「手引書」等をご覧いただき、「実施計画申請書」を本会にご提出いただきますようお願いします。
なお、申請書の Excel データについては、電子メールでもご提出ください。

記

１　助成対象事業
高齢者・心身障害(児)者に対するボランティア活動に直接必要な器材の整備事業が助成の対象です。（感染症対策、災害対策のための器材は対象外です。）(別紙参照)

２　助成対象団体
２年以上の活動実績があり、５名以上で構成されているボランティア団体が対象です。
また、社団法人、財団法人、社会福祉法人は助成対象団体から除外されていますので、ご注意ください。特定非営利活動法人は助成の対象となります。(別紙参照)

３　事業実施期間
助成金交付決定後から、令和４年５月 31 日までに終了する事業です。

４　助成率及び助成限度額
助成率は 9/10 以内、限度額は 900 千円以内です。

５　選考方法
提出された申請事業の中から別添「助成要項」等に適合し、かつ緊急性等を勘案した上で本県の推薦団体を決定し、中央共同募金会を通じて車両競技公益資金記念財団に書類を提出します。

６　申請書提出期限
令和３年 10 月 29 日(金)(申請書等は本会ホームページから取得できます。)

７　申請書提出先・問合せ先
社会福祉法人長野県共同募金会
〒380-0871 長野市西長野 143-8 長野県自治会館内
TEL 026-234-6813　FAX 026-234-3024
E-mail nkyobo@akaihane-nagano.or.jp
URL https://www.akaihane-nagano.or.jp/

（別紙）

〇助成対象となる事業の例

高齢者、心身障害(児)者に対する直接のボランティア活動に対する器材の整備事業

例１） 高齢者との生活交流ボランティアが料理の調理交流で使用するガスコンロの整備事業
例２） 視覚障害児者のための点訳ボランティアが使用する点字プリンターの整備事業
例３） 視覚障害児者のための音訳ボランティアが使用するカセットプリンターの整備事業
※音訳・点訳物が行政の広報物のみの場合、行政が機器を整備すればよいと判断されますのでご留意ください。
例４） 視覚障害児者に対する音楽療法ボランティアが使用する楽器の整備事業
例５） 聴覚障害児者のための要約筆記ボランティアが使用する要約内容掲示用プロジェクターの整備事業

なお、ボランティアの対象が高齢者・障害児者に加え、児童等他の者が含まれる場合であっても、高齢者・障害児者が主たる対象であれば認められることもあります。

〇助成対象となる団体の要件

(1) ボランティア活動に２年以上の実績があり、活動が継続されている団体が対象です。また、要望する器材を使用する活動分野の実績が不足していると判断される場合は、助成対象外とされる場合があります。

(2) 過去にこの助成を受けた団体は助成の優先度は低くなります。特に助成を受けた後、２年間は助成の対象となりませんのでご注意ください。

(3) ボランティア・コーディネートを事業目的とする団体は助成対象外となります。直接のボランティア活動を行う団体が対象となりますので、社会福祉協議会、ボランティアセンター、ボランティア協会等の実施する事業は申請の対象外となります。
ただし、申請にあたっての事務担当窓口が社協等になること、整備した器材等を社協等が所有する倉庫等に保管することなどについては、問題ありません。

(4) 主たる活動が収益を上げることを目的としたものであると判断される団体は助成対象外となります。そもそも高齢者・障害児者に対するボランティア団体といえないものも助成対象外となります。
例１）青少年の引きこもり防止活動
例２）健常児のみを対象とした放課後学級
例３）一般市民を対象にした映像ライブラリー
例４）趣味のサークルが行事的に行うボランティア活動に使用する機器